

## 70歳以上の方 [ 前期・後期 高齢者 ] の医療費・食事負担について

### ○ 入院一部負担金・食事代 [ 標準負担額 ]

- ・ 一割負担または、二割負担 [ 平成26年4月2日以降に70歳になられた方 ] の方の入院一部負担金上限額は 57,600円です。(食事代は別途かかります。)  
【 現行並み所得の方は 3割 ～ 下記一覧参照 】
- ・ ※オンライン資格確認にご同意いただくか、ご本人・ご家族が保険証発行元にて申請・ご確認頂ければ①～⑤のどの区分になるか確認が出来ます。  
認定証が交付された場合は当月中に事務窓口にご提示ください。

### ■ 高齢者入院一部負担金・食事代 [ 標準負担額 ] 一覧

【 ひと月当たり ( 1日 ～ 月末まで ) 】

区 分	一部負担金	食事代 [ 1食 ]	負担割合
① 一般の方 [ 住民税課税世帯 ] ※ 1年間に4回以上、上記計算の対象となった場合は 4回目からは44,400円となります	57,600円	490円	1割 または 2割
② 住民税非課税世帯の方 [ ③該当者は除く ]	24,600円	230円	
③ 『 ② 』対象者のうち入院期間が 90日を超えた方		180円	
④ 『 ② 』対象者のうち所得が 一定基準に満たない方	15,000円	110円	
⑤ 一定以上 [ 現行並み ] 所得の方 現役並所得者Ⅰ 80,100円に『 総医療費から267,000円を引いた残額の1% 』 を足した額 ※ 1年間に4回以上、上記計算の対象となった場合は 4回目からは44,400円となります	490円	490円	3割
現役並所得者Ⅱ 167,400円に『 総医療費から558,000円を引いた残額の1% 』 を足した額 ※ 1年間に4回以上、上記計算の対象となった場合は 4回目からは93,000円となります			
現役並所得者Ⅲ 252,600円に『 総医療費から842,000円を引いた残額の1% 』 を足した額 ※ 1年間に4回以上、上記計算の対象となった場合は 4回目からは140,100円となります			

※ 請求書 [ 領収書 ] に記載される『 食事療養費 』は病院から健康保険へ請求する金額、  
『 標準負担額 』は当院から患者様へ請求する金額ですので、混同されませんようご注意ください。